

令和 6（2024）年度放送番組・配信サービス発信強化事業 仕様書

1 件名

令和 6（2024）年度放送番組・配信サービス発信強化事業

2 委託期間

契約締結の日から令和 7（2025）年 3 月 31 日（月）まで

3 目的

本県は主に首都圏から訪れる観光客が多くを占めており、近距離であるため、長期滞在に繋げることが課題となっている。本県ではこれまで、デジタルマーケティングを活用した観光プロモーションとして、YouTubeでの広告配信を実施してきた。一方で、近年コネクテッドTVの普及が進み、全世代において動画配信サービスの利用者が増加傾向にある。

については、長期滞在に値する観光の魅力が伝わる観光プロモーション動画を制作し、動画配信サービス広告配信を実施することで、利用者層に向けた情報発信を行い、誘客促進を図る。

また、本県旅行消費額のボリュームゾーンである60代以上の主要情報媒体はテレビとなっていることから、テレビ局及び番組制作会社へ本県の観光情報を提供し、番組への露出を図ることで視聴者層への情報発信を行う。

4 委託概要

- ・事業の目的に沿った観光プロモーション動画を制作し、TVer等の動画配信サービスで広告配信することにより栃木県への来訪意欲を喚起する。
- ・本県の観光情報発信に資することが期待される番組を放送中のテレビ局及び番組制作会社のリストを制作する。
- ・企画提案のあった内容を基に「事業企画書」（「事業計画書」及び「実施工程表」を含む）を作成し、本事業を実施すること。
- ・本業務は、別紙「デジタルプロモーション実施における留意事項」に基づき実施すること。

5 実施業務

(1) 広告配信

① 基本的な業務内容

- ・思わず意識を向けてしまうような栃木の魅力が印象的な動画コンテンツを制作し、栃木県への来訪意欲を喚起すること。

- ・②のターゲットを踏まえて配信媒体及び配信プランを提案し、広告出稿を行う。
- ② ターゲット
- ・主に首都圏内(福島県含む)に在住する国内旅行に関心がある者を対象とし、男女を問わず2人旅を想定する。
 - ・30代～40代の男女をメインターゲットとする。ただし、コネクテッドTVにおける家庭内での視聴等も考慮し、前後の世代も広く視野に入れるものとする。
- ③ 動画内容等
- ・配信広告のサイズに合わせて、30秒程度の動画を配信時期ごとに計4本制作する。
 - ・2人旅のシーンを想定し、2人で楽しむことができる雰囲気が伝わるコンテンツやナレーションを取り入れる。
 - ・栃木県の各季節の特色を生かした自然(アクティビティ含む)・食・文化の魅力が伝わる動画とする。
 - ・宿泊促進につながる朝、夜のコンテンツを含め、栃木県内で1日を通して観光を楽しめることが伝わる動画とする。
 - ・ナレーションや字幕を活用し、視覚的かつ聴覚的に栃木県の魅力がターゲットに伝わるように工夫すること。
- ④ 使用素材等
- ・動画制作に当たっては、「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会(以下、「協議会」とする)で過去に制作した動画、協議会が所有する動画素材を編集し、制作すること。ただし、新規撮影等による映像素材の使用を妨げるものではない。
 - ・令和6(2024)年度デジタルメディア広告強化事業にて新規制作した動画についても、県での納品が確認でき次第、使用可能とする。
- ⑤ 配信方法等
- ・配信媒体はTVerを原則とするが、目的に応じた最適な配信媒体を提案のうえ、県と協議し、決定すること。
 - ・配信先については、ターゲットを踏まえ、予算内で事業効果が最大化される最適な配信プランを提案のうえ、県と協議し、決定すること。
 - ・配信エリアは首都圏(福島県を含む)を原則とするが、時期による例外については⑦のとおりとする。
- ⑥ 目標 KPI 等
- 配信回数は、合計900万回以上とする。ただし、ターゲティング手法により900万回が確保できない場合には、理由を明記のうえ、最大値を提案することとする。

⑦ 配信時期

下記の年4回各1カ月の配信を実施すること。

ア 5月中旬～6月中旬

イ 7月上旬～8月上旬

ウ 10月中旬～11月中旬

エ 1月中旬～2月中旬

⑧ その他

- ・⑦アについては、本県で令和6(2024)年度に実施する「平日にもう一泊」事業に関する情報を動画内に含めることとする。なお、発信内容については、県と協議のうえ決定する。
- ・⑦ウについては、配信エリアに愛知県を追加することとする。
- ・制作する動画は、コネクテッドTV、パソコン、タブレット及びスマートフォンからそれぞれ違和感なく視聴できるものとする。

(2) テレビ局及び番組制作会社リストの制作

- ・国内旅行・観光関連情報を取り扱う番組を放送するテレビ局及び番組制作会社のリストを制作すること。
- ・リストには、番組名、放送テレビ局番組制作担当部署(又は番組制作会社)の送付先情報を記載する。
- ・該当番組は関東圏全域で放送されているものに限る。
- ・該当番組の分類は問わず、観光関連情報を扱う番組全てとする。

例) 情報/ワイドショー、バラエティ、ドキュメンタリー/教養、趣味/教育

(3) 効果測定及び報告業務

① 広告配信

- ・(1)⑦の各配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を提出すること。
- ・広告の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性(年齢、地域、特性等)等を分析しながら、県の求めに応じて報告するとともに、動画内容や配信方法等の改善策を県と協議の上、実施すること。
- ・効果検証のスキームについては、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・上記協議の中で「ブランドリフト調査※」を実施とした場合には、本事業が栃木県の認知、関心等の向上へ与えた影響について、広告配信完了後に速やかに提出すること。

※ ブランドリフト調査：広告に触れた人と触れなかった人に分け、前者が後者より認知度向上の効果が上がったかどうかを測る調査。

② テレビ局及び番組制作会社リストの制作

(2)で制作したリストの納品を以て報告に代えるものとする。

(4) 留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・ 業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ・ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転すること。
- ・ 納品動画に関する著作権肖像権等の権利は県に帰属するよう整理すること。
- ・ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・ 事業実施のための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- ・ 県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

(5) その他

- ・ 見積書や請求書において、「動画等制作費」、「広告配信費」、「メディアリストアップ費」を別立てで計上し、積算すること。
- ・ 各業務の詳細について県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。
- ・ 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、県に提出すること。
- ・ 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。

6 成果品

(1) 広告配信

① 提出物

- ・ 分析結果報告書DVD-ROM 2枚又はHDD 2個

- ・実績報告書（A4判）紙媒体3部及びDVD-ROM2枚又はHDD2個
 - ・制作した動画コンテンツを収めたDVD-ROM2枚又はHDD2個
- ※リエディット可能なマスターデータ及びMPGE-4形式は必須

② 提出場所

栃木県産業労働観光部観光交流課観光プロモーション班

③ 提出期限

令和7(2025)年3月31日(月)

(2) テレビ局及び番組制作会社リストの制作

① 提出物

テレビ局及び番組制作会社リスト紙媒体3部及びDVD-ROM2枚又はHDD2個

② 提出場所

栃木県産業労働観光部観光交流課観光プロモーション班

③ 提出期限

令和6(2024)年5月31日(金)

7 総括責任者

- ・受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。
- ・統括責任者は原則として変更できないものとする。

8 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に提出するもの

- ・「4 委託概要」の事業企画書
- ・総括責任者通知書
- ・事業計画書及び実施工程表
- ・その他県が業務確認に必要と認める書類

(2) 各業務完了後に提出するもの

- ・「5 実施業務(3) 効果測定及び報告業務」の分析結果報告書

(3) 事業完了後に提出するもの

- ・完了届
- ・その他県が業務確認に必要と認める書類

9 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは県と受託者が協議の上、定めることとする。

- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。